

○岡山県公有財産審議会規則

昭和四十四年三月二十九日

岡山県規則第十一号

岡山県公有財産審議会規則を次のように定める。

岡山県公有財産審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)第四条の規定に基づき、岡山県公有財産審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第二条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、その結果を知事に報告し、又は意見を具申する。

- 一 一件の見積価格が三千万円以上の土地(国に代り取得した道路及び河川の用に供するものを除く。)及び建物の売払いに関する事(競争入札の場合における予定価格を除く。次号において同じ。)
- 二 前号に掲げるもののほか知事が必要と認めるもの
(昭五一規則五・昭五五規則一八・一部改正)

(組織)

第三条 審議会は、委員十名以内をもつて組織する。

- 2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。
(平一八規則五・一部改正)

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、任期満了後であつても新たに委員が任命され、又は委嘱されるまでは、その職務を行なうものとする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に、会長及び副会長各一名を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数(第四項に該当する委員があるときは、当該委員を除いた委員の半数)以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の議事に直接利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。

(回議)

第七条 次の各号に掲げる場合には、委員の半数(前条第四項に該当する委員があるときは、当該委員を除いた委員の半数)以上に回議した上、会長の決定により会議の議決に代えることができる。

一 審議会を招集しても、委員の出席が定足数に達せず、再度審議会を招集するいとまがないと会長が認める場合

二 特に急施を要するものであつて、審議会を招集するいとまがないと会長が認める場合

三 前二号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める場合

2 前項の規定による処置については、会長は、次の審議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(令二規則四八・一部改正)

(秘密の保持)

第八条 委員は、その職務上知り得た秘密をもらしてはならない。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、総務部財産活用課においてつかさどる。

(平二二規則二七・一部改正)

(その他)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、審議会が知事の承認を得て定める。

附 則

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和五一年規則第五号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十一年二月一日から適用する。

附 則(昭和五五年規則第一八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八年規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年規則第二七号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(令和二年規則第四八号)

この規則は、公布の日から施行する。